

公 告

分任契約担当官
自衛隊和歌山地方協力本部長
梅 憲記

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
4QM810000100		4QM81C10001 0001					
品名 または 件名							
エレベーター保守点検							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
予定数量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
12.00	MN						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
和歌山地本			和歌山地本				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
和歌山地本			令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

自衛隊和歌山地方協力本部 総務課

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない

入札日時場所：令和6年3月4日（月）9時00分 自衛隊和歌山地方協力本部

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

適用する契約条項は、駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正防止に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。

その他の事項については別紙のとおり。

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (4) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (5) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (6) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。(協力者を含む。)
- (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (10) 近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする)をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載すること。

3 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

4 違約金

- (1) 落札者が契約を結ばないときは、落札金額(入札書記載金額の100分の110に相当する金額)の100分の5に相当する金額を徴収する。
- (2) 落札者が契約を履行しないときは、契約金額の100分の10に相当する金額を徴収する。

5 契約書の作成

契約金額が50万円を超える場合は原則契約書を作成すること。

6 その他

- (1) 郵便による入札については入札日の前日12時00分必着(期限厳守)までを有効とし便着の確認を必ずお願いします。また入札金額が同額による場合は当該入札に関係のない職員により抽選を実施します。
- (2) 予定価格に達しない場合は再度入札を実施します。再度入札の場合は別途連絡します。
- (3) 電報・電話等による入札は認めません。
- (4) 入札に参加する者は、入札書書式を手交又はFAX送付しますので、『件名、会社名、担当者名、連絡先』を明示の上資格決定通知書の写しを総務課会計班に提出して下さい。
- (5) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出して下さい。
- (6) 市価調査等依頼の場合はご協力をお願いします。
- (7) 同等品で入札に参加する場合は、入札日の3日前(土日祝除く)17時00分までに同等品申請(随意様式)及び機能を確認できる資料(カタログ等)を提出し、許可を受けた場合、入札できるものとする。
- (8) 入札及び契約事項等に関する問い合わせ先

〒640-8287 和歌山市築港1丁目14-6 自衛隊和歌山地方協力本部 TEL073-422-5116

入札書・規格内容に関する件 総務課 担当: 和田

入札及び契約手続きに関する件 総務課 担当: 栗須

仕 様 書

- 1 件 名 自衛隊和歌山地方協力本部 エレベーター保守点検
- 2 場 所 和歌山市築港1丁目14-6
- 3 期 間 令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)
- 4 一般事項
 - (1) 本点検は、仕様書及び「建築保全業務共通仕様書及び同解説」(国土交通省大臣官房官長官営繕部監修)に準じて、FM契約で実施するものとする。
 - (2) 仕様書等と内容の相違及び疑義が生じた場合には、担当者と協議の上、指示に従い実施するものとする。
 - (3) 仕様書等に示された機能及び目的は完全に満たすものとし、点検実施にあたって必要と思われる軽微な補修等は、請負業者の責任において実施するものとする。
なお、その場合の点検延長並びに請負金額に変更はないものとする。
- (4) 現場管理
 - ア 請負業者は、本点検により地本の施設等に対し、火災及びその他の損害を与えた場合は、賠償するものとする。
 - イ 請負業者は、担当者が隣接建物等に対して損傷等が生じないよう養生が必要と判断した場合には指示により実施するものとする。
なお、損傷等を与えた場合は、請負業者の責任において賠償しなければならないものとする。
 - ウ 請負業者は、点検現場の風紀、衛生及び盗難予防について、必要な措置を施すと共に、自己の責任において管理するものとする。
 - エ 点検場所は、整理整頓を心掛け、必要に応じ清掃等を実施すること。
 - オ 請負業者は、実施条件を関係者に十分把握させるとともに、点検に対して安全教育を実施し、点検方法の安全確認及び安全点検を実施するものとする。
- (5) 点検時間
点検時間は、平日08:30～17:15を基準とし、細部は担当者との調整による。
- (6) 地本諸規定
請負業者は、下記の地本諸規定を遵守するものとする。
 - ア 点検場所以外には、みだりに立ち入ってはならない。
 - イ 喫煙は定位置で行い、くわえ煙草及び歩行中の喫煙をしてはならない。

5 機種、台数及び場所等

製 造 会 社 名	日立エレベーター H19.1設置
実 施 場 所	自衛隊和歌山地方協力本部庁舎
制 御 方 式	インバーター制御
台 数 及 び 用 途	1台、乗用
操 作 方 法	乗合全自動方式
容 量 (定 員)	750kg (11名)
速 度 及 び 停 止 階	45m/min 1F～4F
昇降路全長及び昇降工程	14,911mm及び10,030mm
出 入 口 方 式	2枚戸 中央開き 電動式
カ ゴ 寸 法	(内寸間口) 1400mm×奥行1350mm (出入口寸法) 幅800mm×高2100mm
設 置 年 月	平成19年1月
付 加 仕 様	地震管制運転、火災管制運転、停電時管制運転、 非常ブザー及びインターホーン車椅子用付加仕様 24時間遠隔監視システム (停電検出・安全検出・ 時間停止検出・戸開閉不能及び遠隔通話装置)、 音声合成案内装置、遮煙扉1ヶ所、

6 実施要領

(1) 部品等

実施する際に必要な、消耗品部品等は業者負担とするものとする。

ただし、本点検中に、契約項目以外の機器及び部品の不良箇所を発見した場合には、速やかに担当者へ通知し、その指示に従うものとする。

(2) 点検等

ア 保守点検は、建築保全業務共通仕様書に従うものとする。

また、全般の点検計画書を提出し、担当者の承認を受けるものとする。

イ 点検については、年間12回 (毎月基準) とし、全般の点検計画書 (年間) を提出し、担当者の承認を受けるものとする。

ウ 遠隔 (リモートメンテナンスシステム) による、エレベーターの監視を出来るものとし、監視項目については、次のとおりとする (6項目)

- (ア) 閉じ込め故障
- (イ) ドア閉じ後起動不能故障
- (ウ) 安全装置作動
- (エ) 通信・電源の異状
- (オ) 最寄階への緊急停止
- (カ) かご内からの通報

エ 点検実施中に、機器及び部品の不良箇所を発見した場合は担当者に報告し、その指示に従うものとする。

オ 不慮の事故等の際、担当者等からの通知により緊急を要する場合には、迅速に技術者を派遣し、適切な処置を行うとともに、それらの原因に関する報告書を提出するものとする。

7 報告書

- (1) 毎月の点検終了後、保守点検報告書を速やかに提出するものとする。
- (2) 毎月末遠隔（リモートメンテナンスシステム）による結果を書面にて提出するものとする。

8 提出書類

- | | | |
|------------------|------------|-------|
| (1) 点検計画書 | ・・・・・・・・・・ | 契約締結後 |
| (2) 請負業者の保守点検報告書 | ・・・・・・・・・・ | 点検終了後 |
| (3) その他、指示された書類 | ・・・・・・・・・・ | その都度 |

9 検査

本点検は、月に1回の点検完了毎に検査官の検査合格を以って完了とする。

ただし、手直しが生じた場合は、手直し完了後、検査官の再検査を実施し、検査合格を以って完了とする。